

基礎研 レポート

EIOPA がソルベンシー II レビューに 関する第 1 の助言セットを 欧州委員会に提出

取締役 保険研究部 研究理事
年金総合リサーチセンター長
TEL: (03)3512-1777

中村 亮一
E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1 はじめに

ソルベンシー II に関しては、EIOPA(欧州保険年金監督局)が、欧州委員会からの要請を受けて、その見直しの検討を行っている。EIOPA は、2017 年 7 月 4 日に「ソルベンシー II 委任規則の特定項目に関する欧州委員会への EIOPA の第 1 の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパー (CP)」¹を公表しており、その内容については、基礎研レポート「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 1 の助言セットについての CP を公表 \(1\) - 欧州委員会に対する助言内容 -](#)」(2017.8.21)²及び「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 1 の助言セットについての CP を公表 \(2\) - 政策オプションの影響評価 -](#)」(2017.8.22)³で報告した。さらには、これに対する欧州保険業界団体からの意見については、保険年金フォーカス「[EIOPA のソルベンシー II レビューに関する CP に対する反応 - 欧州保険業界団体からの意見 -](#)」(2017.9.11)⁴で報告した。

EIOPA は、こうした意見も踏まえて、さらなる検討を進めていたが、2017 年 10 月 30 日に、「ソルベンシー II 委任規則の特定項目のレビューに関する第 1 の助言セット」(以下、「第 1 の助言セット」という)をまとめて、欧州委員会に提出した、と公表⁵した。

今回のレポートでは、この第 1 の助言セットについて、その概要を報告する。

¹ <https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-its-first-set-of-advice-on-the-Solvency-II-review-.aspx>
https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-CP-17-004_Consultation_Paper_on_First_set_of_Advice_on_SII_DR_Review.pdf

² <http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=56428?site=nli>

³ <http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=56439?site=nli>

⁴ <http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=56601?site=nli>

⁵ プレスリリース: <https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN4957E731F6344c7a3f778f4a2f279a58f77252cf7b9a9395cae69faafd3f3691f6b108956b72>

報告書: <https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN4957E731F634c0c205085834d46138e51925476e5000d0ea7fd891c9a92a6beca599fb42cadd>

2—今回の第1の助言セットの概要

1 | ソルベンシーIIのレビューの背景—これまでの経緯—

ソルベンシーIIのレビューは、ソルベンシーII指令の立法文書に従う正式なプロセスである。ソルベンシーII委任規則のリサイクル150は、ソルベンシー資本要件の標準式の見直しのためのタイムラインを定義している。レビューの第1段階は、2018年12月までに欧州委員会によって最終決定され、ソルベンシーIIの枠組みは2021年までに見直される予定となっている。

欧州委員会は、ソルベンシー資本要件を標準式で計算する際に使用される方法、前提及び標準パラメータを検討する意向を表明し、2016年7月に、EIOPAに対して、具体的にいくつかの項目に関する技術的助言⁶を提供するように依頼した。

これを受けて、EIOPAは検討を進め、2016年12月に「ソルベンシーII委任規則の特定項目のレビューに関するディスカッション・ペーパー」を公表した⁷。

さらに、これに対する関係者からの意見を踏まえて、2017年7月4日に「ソルベンシーII委任規則の特定項目に関する欧州委員会へのEIOPAの第1の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパー（CP）」を公表した。

2 | 今回の助言セットの位置付け及び構成

今回の助言セットは、このCPに対するステークホルダーからのコメントをEIOPAが分析し、必要に応じて、修正を行ったものである。EIOPAは、パブリック・コンサルテーションの間に受け取った主なコメントの要約を提供し、受け取った各コメントに応じている。

EIOPAは2つのセットで助言を提供しようとしているが、これは第1の助言セットである。第2の助言セットは、2018年2月末までに欧州委員会に提出される予定となっている⁸。この第1の助言セットは、2018年2月末までに更に更新される可能性があるが、更新が特定されない場合、今回の文書におけるEIOPAによる助言は最終的なものとなる。

この助言は、以下の8つの分野をカバーしている。

- 1.簡素化された計算
- 2.外部信用格付けへの依存度
- 3.保証されたエクスポージャー及び地域政府と地方自治体（Regional Governments and Local Authorities : RGLA）へのエクスポージャー
- 4.リスク軽減技術
- 5.会社固有のパラメータ（Undertaking Specific Parameter : USP）

⁶ REQUEST TO EIOPA FOR TECHNICAL ADVICE ON THE REVIEW OF SPECIFIC ITEMS IN THE SOLVENCY II DELEGATED REGULATION (Regulation (EU) 2015/35)

http://ec.europa.eu/finance/insurance/docs/news/call-for-advice-to-eiopa_en.pdf#search='Ref.Ares%282016%293573955'

⁷ 「Discussion Paper on the review of specific items in the Solvency II Delegated Regulation」 (EIOPA-CP-16/008 5 December 2016)

<https://eiopa.europa.eu/Pages/Consultations/Overview.aspx>

⁸ 第2の助言セットでは、以下の項目がカバーされることになっている。: ①リスクマージン、②自己資本、③繰延税金の損失吸収能力に関する政策オプション、④カタストロフィーリスク、⑤保険料及び責任準備金リスク、⑥死亡率及び長寿リスク、⑦カウンターパーティ・デフォルトリスク、⑧グループレベルでの通貨リスク、⑨金利リスク、⑩ルックスルーの簡素化、⑪未評価債務、⑫非上場株式及び戦略的参加

6.投資関連会社へのルックスルー・アプローチ

7.繰延税金の損失吸収能力 (Loss Absorbing Capacity of Deferred Taxes : LAC DT)

8.影響評価

助言は、上記の8つの領域をカバーする8つの章に分かれている。最初の6つの章はそれぞれ同じ構造に従っており、①助言要求からの抜粋、②法的根拠、③EIOPAの助言、④分析、⑤助言（法的事項の関連する提案がある場合）、となっている。繰延税金の損失吸収能力に関する第7章は、情報提供のみを行っている。このトピックの助言は別のコンサルテーション・ペーパーで取り扱われる。第8章では、この助言の策定中に検討された政策オプションの影響評価を提供している。

3 | EIOPAによるプレスリリースの内容

EIOPAのプレスリリース資料によれば、今回の第1の助言セットは、以下のように特徴付けられている。

- ①ソルベンシー資本要件 (SCR) 標準式に焦点を当てている。
- ②EIOPAは資本要件の計算の簡素化と改善を助言している。
- ③EIOPAの目標は、保険業界に、比例的で、技術的に堅牢で、リスクに敏感で、一貫した監督体制を確保することである。

EIOPAによるプレスリリースは、以下の通りである。

2017年10月30日

EIOPAは資本要件の計算に簡略化を推奨

- ・欧州委員会に対するEIOPAの最初の助言は、ソルベンシー資本要件 (SCR) 標準式に焦点を当てている。
- ・EIOPAは資本要件の計算の簡素化と改善を助言する。
- ・EIOPAの目標は、保険業界に、比例的で、技術的に堅牢で、リスクに敏感で、一貫した監督体制を確保することである。

フランクフルト、2017年10月30日 – 本日、欧州保険年金監督局 (EIOPA) は、ソルベンシー II 委任規則の特定の項目のレビューについて、欧州委員会に第1の助言セットを提出した。この助言は、ソルベンシー資本要件 (SCR) 標準式の資本要件の簡素化された計算を提案している。この変更により、解約率や死亡率などのリスクの計算が簡素化されることが予測される。SCRの計算における外部信用格付けに対する保険会社の過度の依存を減らすために、EIOPAは、信用格付機関を1つだけ指名し、信用度ステップ3 (すなわちBBB格付け) の対象となる残りの非複合資産の資本要件を計算することにより、簡素化された計算を適用することを推奨している。

EIOPAは、地域政府や地方自治体が発行した非上場の保証のための新しい資産クラスを作成し、保険と銀行の枠組みを整理し、計算のリスク感応度を向上させることを助言している。さらに、助言は、保険者のために投資する関連会社にルックスルー・アプローチを適用する必要性を認識している。また、リスクプロファイルのより良い反映を可能にするために、ストップロス再保険のための会社固有

のパラメータの使用の提案も含んでいる。リスク軽減技術に関して、EIOPA は、エクスポージャーが頻繁に変化する金融リスクをヘッジするための戦略をよりよく認識することを推奨している。

最後に、EIOPA は監督及び業界慣行を含む欧州経済圏における繰延税金の損失吸収能力 (LAC DT) の分析を実施した。分析の結果は、国家監督当局は、1,000 億ユーロの LAC DT の 75% に対して同様の監督慣行を使用していることを示している。LAC DT の残り 25% の監督慣行の収束について、EIOPA は 2018 年 2 月に、さらなる要素を提供する予定である。

EIOPA の Gabriel Bernardino 会長は、「この第 1 の助言セットは、保険セクターに対する、比例的で、技術的に堅牢で、リスクに敏感な一貫した監督体制を維持するとともに、その複雑さを軽減するための標準式の重要な側面をカバーしている。この助言は、証拠に基づいており、ソルベンシー II の枠組みの見直しにおける最初の重要なステップである。

この第 1 の助言セットは、欧州委員会から受け取った最初の要請についてのフォローアップである。第 2 の助言セットは、リスクマージンの算定における資本コスト、損害保険及び生命保険の引受リスク、カタストロフィーリスク、未評価債務及び非上場株式の計算などの項目の分析に焦点を当てる。EIOPA は、2018 年 2 月までに、それを欧州委員会に提出する予定である。

助言は EIOPA のウェブサイトから入手できる。

3—今回の EIOPA による第 1 の助言セットの具体的内容

この章では、報告書の中の助言内容について報告する。「8. 影響評価」については、基礎研レポート「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 1 の助言セットについての CP を公表 \(2\) —政策オプションの影響評価—](#)」(2017.8.22) において、CP ベースで報告しているため、今回は含めていない。また、欧州委員会からの助言要求内容については、基礎研レポート「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 1 の助言セットについての CP を公表 \(1\) —欧州委員会に対する助言内容—](#)」(2017.8.21) で報告しているため、このレポートを参照していただきたい。

今回の EIOPA の報告書の助言内容については、CP から一部変更されている。報告書の記載における変更点については、「新規追加は下線付き、削除は元の CP の記述を括弧〔 〕書き、変更は変更後に下線を付けて変更前の CP を括弧 () 書き」としている。

1 | 簡素化された計算の適用基準の明確化等

EIOPA は、比例評価、損害解約リスクサブモジュール、解約リスクサブモジュール及び生命死亡リスク及び健康死亡リスクにおける簡素化された計算について、その適用の考え方の基準等を明確化する助言を提案している。

なお、EIOPA は、標準式に対する既存の簡素化が改善される方法を提案するように求められたが、業界側からは、具体的な提案は殆どなかったものと認識されている。EIOPA は、解約リスクに関して、中小会社の負担を軽減するためのいくつかの提案を行っており、さらに死亡リスクのための資本要件が簡素化で計算できると述べているが、業界は、分散効果を考慮せずに、基本的なソルベンシー資本

要件(または特定のサブモジュールの SCR)を計算することが認められるべきである、と述べていた。

比例評価

52. EIOPA の助言は、委任規則第 88 条の現行要件を変更することではない。(再) 保険会社によって使用される簡素化された計算の数は、保険会社及び国家監督当局による比例原則の適切な適用を示している。 EIOPA は、監督ハンドブックにさらに指針を提供することもできる。
53. リスクの性質、規模及び複雑さを評価する第 1 のステップは、後続のステップで実行される特定の簡素化された計算の妥当性をチェックするための基礎を提供することを意図している。
54. エラーを評価する第 2 ステップは、エラーが重要でない(すなわち、SCR (Solvency Capital Requirement : ソルベンシー資本要件) の計算に含まれる情報の意図されたユーザーの意思決定又は判断に影響を与えない) かどうかを評価することを目的とする。(再) 保険会社は、標準的な方法を用いて資本の価値を再計算する必要はない。代わりに、(再) 保険会社が、そのエラーが重要でないという合理的な保証があることを証明することで十分である。この目的のために、最初にエラーの定性的評価を行うことが可能であり、エラーが重要でないことを示す場合、エラーを定量的に評価する必要はない。

損害解約リスクサブモジュール

55. 委任規則第 118 条第 1 項 (a) 及び第 150 条 (a) に記載された事由のもとで、(再) 保険会社の基本的自己資本の損失を決定する目的で、会社は、契約ベースで基本的自己資本に最も悪影響を与える契約停止の種類に基づいて、計算すべきである。
56. (再) 保険会社は、最良推計の計算に使用される同種のリスクグループに基づく計算を可能にする簡素化された計算を提供する必要がある。
57. リスクマージン無しで技術的準備金を増やすことになる同質のリスクグループには、40%の契約停止が適用されるべきである。
58. この簡素化された計算は、(再) 保険事業が、最良推計を計算するために使用される特定のグルーピングが、解約の場合に、契約間の重要な補償を許容しないことを示すことができる場合にのみ適用されるべきである。

解約リスクサブモジュール

59. 委任規則第 142 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項及び第 159 条に規定する事由に基づく (再) 保険会社の基本的自己資本の損失を決定する目的で、会社は、契約ベースで基本的自己資本に最も悪影響を与える契約停止の種類に基づいて、計算すべきである。
60. (再) 保険会社は、最良推計の計算に使用される同種のリスクグループに基づく計算を可能にする簡素化された計算を提供する必要がある。
61. 委任規則第 142 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項及び第 159 条第 6 項に記載されている事象は、リスクマージン無しに技術的準備金を増加させる同質のリスクグループに適用されるべきである。
62. この簡素化された計算は、(再) 保険会社が、最良推計を計算するために使用された特定のグループが、解約の場合に、契約間の重要な補償を許容しないことを示すことができる場合にのみ適用

されるべきである。

生命死亡リスク及び健康死亡リスクに対する資本要件の簡素化された計算

63. 死亡リスクに関する資本要件は、委任規則第 91 条及び第 97 条によって提供される簡素化を用いて計算することができる。

64. この簡素化された計算によって提供される公式は、危険保険金総額が時間とともに変化しないことを前提としている。この変動が反映される必要がある状況を考慮に入れるために、簡素化された計算は次のように調整する必要がある。

$$SCR_{mortality} = 0,15 \cdot q \cdot \sum_{k=1}^n CAR_k \cdot \frac{(1-q)^{k-1}}{(1+i_k)^{k-0,5}}$$

65. ここで、「 q 」は、被保険者で加重された保険の将来の全ての年における被保険者の予想平均死亡率を示し、「 CAR_k 」は、 k 年におけるリスクのある資本総額を示す。

66. 委任規則第 91 条は誤字を提示する：分母は「 $1-ik$ 」ではなく、「 $1+ik$ 」でなければならない。

分散効果

67. 会社は、分散効果を考慮せずに、すなわちより保守的な結果につながる相関行列を適用せずに、所与のサブモジュールに対して、基本 SCR またはその SCR を計算することが許されるべきである。

委任規則第 88 条の明確化

68. 委任規則は、以下のように読む。

第 88 条比例性

1. 第 109 条の目的のために、保険及び再保険会社は、簡素化された計算が以下の全てを含む評価を実施することにより、リスクの性質、規模及び複雑さに比例するかどうかを決定しなければならない。

- (a) 関連するモジュール又はサブモジュールに属する会社のリスクの性質、規模及び複雑さの評価
- (b) 以下の間の偏差による簡素化された計算の結果に導入された誤差の、適切な場合の定性的または定量的な評価：

- (i) リスクに関して簡素化された計算の根底にある前提
- (ii) (a) で述べた評価の結果

2. 簡素化された計算は、パラグラフ 2 のポイント (b) で言及されたエラーが、意思決定に影響を及ぼす可能性のあるソルベンシー資本要件の虚偽記載につながるリスクの性質、規模及び複雑さに比例するとは見なされないものとする。ソルベンシー資本要件に関連する情報の作成または判断は、簡素化計算の結果、ソルベンシー資本要件が標準計算の結果生じるソルベンシー資本要件を超える場合を除く。

69. この条項の冒頭において、第 109 条への言及は、委任規則ではなく、ソルベンシー II 指令に関連するものとする。同じ文章では、この章に含まれる簡素化された計算への言及が欠落している；第 2 パラグラフには何のポイントもない - 第 1 パラグラフへの参照が必要である。

70.委任規則の第 88 条を訂正すべきである。

2 | 外部信用格付けへの依存度の低減

EIOPA は、スプレッドリスクサブモジュール及び市場リスク集中リスクサブモジュールに対して、新しい簡素化された計算を導入するように助言している。具体的には、(再) 保険会社が比例原則に関する第 88 条の要件を遵守して、かつ以下の 3 つの条件を満たしている場合に、(再) 保険会社は別の ECAI (External Credit Assessment Institution : 外部信用評価機関) を指名する必要はなく、そのスプレッドリスクサブモジュールとその市場リスク集中サブモジュールを、カバーしていない資産が信用度ステップ 3 (credit quality step 3) ⁹であるかのように計算することが許容される。

- ① (再) 保険会社は、既にその負債ポートフォリオの大部分をカバーする ECAI を指名している。
- ② 指定された ECAI がカバーしていない残りの資産クラス及び投資は、債券又は固定利息による定期的なクーポン支払いの形での返済と同様、満期日又はそれ以前に償還支払いを行う類似の投資である。貸付金、仕組債と担保付有価証券及びデリバティブは、簡素化された計算から明示的に除外される。
- ③ (再) 保険会社の負債が利益分配の仕組みを提供していない。(再) 保険会社は、ユニット／インデックス連動事業を行わず、マッチング調整を使用していない。

内部信用評価に関しては、EIOPA は、この段階で内部格付手法をさらに拡張しないことを助言している。「ただし、未評価債務に関する助言の第 2 部の作業についての第 2 のコンサルテーション・ペーパーを参照のこと」として、さらに検討することとしている。

また、マーケット・インプライド・レーティング及び会計ベースの手法について、これらのオプションは、全てのエクスポージャーの資本要件を計算するための規制枠組みに導入するには、あまりにも多くの短所を有する、としている。

比例アプローチと簡素化された計算

108. EIOPA は、スプレッドリスクサブモジュール及び市場リスク集中リスクサブモジュールに対する委任規則第 88 条の枠組みの下での、2 つの新しい簡素化された計算を導入するように助言する。

109. 簡素化された計算は、以下の条件でのみ適用される。

- ・ (再) 保険会社は、既にその負債ポートフォリオの大部分をカバーする ECAI を指名している。
- ・ 指定された ECAI がカバーしていない残りの資産クラス及び投資は、債券又は固定利息による定期的なクーポン支払いの形での返済と同様、満期日又はそれ以前に償還支払いを行う類似の投資である。貸付金、仕組債と担保付有価証券及びデリバティブは、簡素化された計算から明示的に除外される。
- ・ (再) 保険会社の負債が利益分配の仕組みを提供していない。(再) 保険会社は、ユニット／インデックス連動事業を行わず、マッチング調整を使用していない。

110. これらの条件が満たされ、(再) 保険会社が比例原則に関する委任規則第 88 条の要件を遵守し

⁹ 信用度ステップ (credit quality step) については、以下の欧州委員会実施規則(EU) 2016/1800 を参照のこと
http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2016.275.01.0019.01.ENG&toc=OJ:L:2016:275:TOC

ている場合、(再) 保険会社は別の ECAI を指名する必要はなく、そのスプレッドリスクサブモジュールとその市場リスク集中サブモジュールを、カバーしていない資産が信用度ステップ 3 であるかのように計算することが許容される。資産又はその重要な部分の平均リスクプロファイルが信用度ステップ 3 を下回っているという証拠がある場合、簡素化された計算は適切ではない。この評価は、会社が簡素化された計算を使用することを希望するたびに行われるべきである。

(CP における以下の 146 項は削除)

146. EIOPA はまた、「(再) 保険事業が既にその負債ポートフォリオの大部分をカバーする ECAI を指名している」という基準が、例えば簡素化された計算が許されていない下での一定のカバレッジ率に臨界値を導入することによって、さらに特定できるかどうかを検討している。ステークホルダーは、そのような臨界値についてのインプットを提供するよう呼びかけられている。

内部信用評価

111. EIOPA は、この段階で内部格付手法をさらに拡張しないことを助言している。可能であれば、未評価債務について進行中の作業の下で、堅牢で健全な内部信用評価を確認するために、EIOPA によってガイダンスが提供される予定である。内部評価が拡張できるかどうかにかかわらず、数年後に新しい評価が行われる可能性がある。

マーケット・インプライド・レーティング及び会計ベースの手法

112. これらのオプションは、全てのエクスポージャーの資本要件を計算するための規制枠組みに導入するには、あまりにも多くの短所を提示する (ただし、未評価債務に関する助言の第 2 部の作業についての第 2 のコンサルテーション・ペーパーを参照のこと)。短所の概要については、影響評価セクションを参照のこと。

3 | 保証、第三者によって保証されるエクスポージャー、地域政府と地方自治体 (RGLA) へのエクスポージャーの取扱の銀行の枠組みとの整合性の確保等

EIOPA は、ソルベンシー II 委任規則 (EU) 2015/35 と銀行の枠組みにおける差異について、6 つの点を挙げ、そのうちの 2 つについては、資本要件の決定における要素と根本的な前提が異なるために正当化されるが、その他の 4 つの点については正当化されない、としている。

これらの評価に基づいて、EIOPA は、以下の点を助言している。

- ・市場リスクモジュールでは、欧州委員会実施規則 (EU) 2015/2011 に列挙されている RGLA が発行した保証の取扱は、それらが設定された加盟国の管轄の中央政府が発行した保証の取扱と同じでなければならない。
- ・欧州委員会実施規則 (EU) 2015/2011 における RGLA のリストは、銀行の枠組みのリストと整合しなければならない。
- ・指令 2009/138 / EC 第 190a 条 (2) (a) に従って採択された実施法に列挙されていない加盟国の RGLA への中間取扱が標準式に導入されるべきである。
- ・欧州委員会実施規則 (EU) 2015/2011 に列挙されている RGLA からの加盟国の中央政府の保証と保証の認定は、委任規則第 191 条の要件を満たすモーゲージローンに拡大すべきである。

- ・部分保証のリスク軽減効果は、部分保証が加盟国の中央政府又は欧州委員会実施規則（EU）2015/2011に記載されているRGLAによって無条件かつ取消不能で保証されていることを条件として、カウンターパーティ・デフォルトリスク標準式モジュールにおけるタイプ2¹⁰のモーゲージローンエクスポージャーで認識されるべきである。

即ち、EIOPAは、RGLA債務がソブリン債務と同様に扱われること、適格なRGLAのリストが銀行セクターと調和すること、現在適格リストにないRGLAsの新しい資産カテゴリが作成されること等を助言している。

なお、EEA（欧州経済圏）（除くアイスランド）の保険会社は、RGLA債務に約1,700億ユーロ（総資産の1.6%）投資しており、政府債（ユニットリンクやインデックスリンク契約のために保持されている資産を除く）の7.8%を構成している。

委任規則と銀行の枠組みの違い

164. 欧州委員会の要請に応じて、CRR（Capital Requirements Regulation）（Regulation (EU) No 575/2013）と委任規則の条項の調和の可能性を分析するために、地域政府及び地方自治体の取扱及び第三者によって保証されたエクスポージャーの取扱に関して、銀行の枠組みと委任規則の徹底的な比較が行われている。

165. 銀行の枠組みと委任規則の比較の後、以下の違いが認められた。

（表6）銀行の枠組みと委任規則との間の差異

	ソルベンシーII	銀行の枠組み	差異の正当化
1	地域政府及び地方自治体は、個別のエクスポージャークラスを構成するものではない（単名エクスポージャーの概念）。	地域政府及び地方自治体は、個別のエクスポージャークラスを構成する	正当化される
2	公的部門の企業は定義されていない。	CRRの第4条(8)及び116(4)が、例外的な状況では加盟国の中央政府に対するエクスポージャーとして扱うことができる公的部門を定義している。	正当化される
3	部分保証は認識されていない。	部分保証は認識されている。	モーゲージローンに対しては正当化されない
4	RGLAによって発行された保証は、それらが唯一のカウンターパーティ・デフォルトリスクモジュールにおいてのみ設定されている管轄の加盟国の中央政府によって発行された保証として扱われる。	RGLAによって発行された保証は、それらが設定されている管轄の加盟国の中央政府によって発行された保証として扱われる。	正当化されない
5	欧州委員会実施規則(EU)2015/2011及び銀行の枠組みからのリストに列挙されているRGLAは同じ基準に基づくものだが、いくつかの加盟国において両方のリストの間に差異がある。	欧州委員会実施規則(EU)2015/2011及び銀行の枠組みからのリストに列挙されているRGLAは同じ基準に基づくものだが、いくつかの加盟国において両方のリストの間に差異がある。	正当化されない
6	RGLAエクスポージャーは、2つの方法で取り扱われる可能性がある。機関に対するエクスポージャーとして（すなわち、社債として）、加盟国の中央政府に対するエクスポージャーとして。	RGLAエクスポージャーは、2つの方法で取り扱われる可能性がある。：加盟国の中央政府に対するエクスポージャーとして、そして中間取扱で。	正当化されない

166. 最初の2つの違いは、資本要件の決定における要素と根本的な前提が異なるために正当化される。(再) 保険会社は主に引受リスク、市場リスク（保険会社が直面するリスクは資産と負債の両方

¹⁰ ソルベンシーIIの標準式におけるデフォルトリスクについては、分散化や格付け有無等の要素に基づいて、タイプ1とタイプ2の2つのエクスポージャータイプに分類される。

に依存する)に晒されているのに対して、信用機関が晒される最も重要なリスクは信用リスクである。ソルベンシーII 指令によれば、信用リスクは、カウンターパーティのデフォルトリスク、スプレッドリスク、または市場リスクの集中の形で作用する。ソルベンシーII では、信用リスクは、信用機関の用語集でのカウンターパーティリスクであり、実際には主に再保険契約に関連している。

(再) 保険会社にとっては、カウンターパーティ・デフォルトリスクの主要部分は再保険契約へのエクスポージャーであるのに対して、信用機関には再保険契約はない。銀行の枠組みでは、信用リスクの資本要件はエクスポージャークラス (信用リスクに関する標準化アプローチは、資産を様々な異なるエクスポージャークラスに分け、各エクスポージャーはエクスポージャークラスの1つに割り当てる必要がある) に基づいて計算され、委任規則では、カウンターパーティ・デフォルトリスクの資本要件は、単名エクスポージャーに基づいて計算される。銀行の枠組みでは、各エクスポージャーは、中央政府、中央銀行、機関、法人、小売エクスポージャー、エクイティエクスポージャー、証券化ポジションを表す項目、その他の非債権エクスポージャーのいずれかに割り当てられる。1つの企業グループに属する会社へのエクスポージャーは、単名エクスポージャーとして扱われるため、単名エクスポージャーの概念は別のエクスポージャークラスよりも広い。(CP: 同じ企業グループに属する事業体へのエクスポージャーは、単名エクスポージャーとして扱われるため、単名エクスポージャーの概念は別のエクスポージャークラスよりも広い。) 銀行の枠組みでは、信用リスク計算のためにリスクウェイトが各エクスポージャーに直接割り当てられ、これはリスク加重の適用が、エクスポージャーが割り当てられているエクスポージャークラスとその信用度に基づいていることを意味しているが、委任規則では、タイプ1のエクスポージャーのリスクウェイトは、デフォルト及び損失が与えられたデフォルト措置の確率に基づいて決定され、タイプ2のエクスポージャーに対しては直接的なリスクウェイトが割り当てられる。

167. 加盟国の中央政府の有無にかかわらず、委任規則のモーゲージローンは、同様の資本チャージを有するが、加盟国の中央政府の保証がある (CP:との) モーゲージローンは、そのような保証のないモーゲージローンよりもリスクが低い。さらに、加盟国の中央政府による保証を有するタイプ2のエクスポージャーに関する NSAs (National Supervisory Authorities : 国家監督当局) のデータは、これらのタイプ2のエクスポージャーの大部分が部分的に保証されていることを示している。銀行の枠組みは、CRR に以下の保証基準を含めることにより、部分保証のリスク軽減効果を認識させることができる。貸付機関は、一定の種類を支払が保証から除外されている場合、制限されたカバレッジを反映するために保証の価値を調整している。CRR からの基準が委任規則第 215 条に含まれなかった理由は正当化されていない。NSAs によって収集された (再) 保険会社からのデータは、部分保証が主としてカウンターパーティー・デフォルトモジュール (すなわち、タイプ2のエクスポージャーに関する欧州委員会実施規則 2015/2011 (EU) 2015/2011 に列挙されている加盟国の中央政府及び RGLA の一部保証) で発生し、部分保証はタイプ2の住宅ローンの場合にのみ重要となる (CP: する) ことを示しているので、加盟国の中央政府及び RGLA からの部分保証を、カウンターパーティー・デフォルトリスクモジュールの中のタイプ2のモーゲージローンエクスポージャーについてのみ認識することが正当化される。

168. EIOPA 調査 (助言の 4.4.2 項参照) に示されている NSAs データは、(再) 保険会社が RGLA 保

証を裏付けとする金融商品に投資することを示している。しかし、欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されている RGLA からの委任規則第 199（11）条によれば、カウンターパーティ・デフォルトリスクモジュールについてのみ加盟国の中央政府エクスポージャーによる保証と同等であり、市場及びカウンターパーティ・デフォルトリスクモジュールでは、保証が異なる取扱を受けることになる。しかし、欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されている RGLA によって保証された債務の殆どは、スプレッドリスクサブモジュールでカバーされている。

169. 委任規則第 85 条によれば、RGLA の分類の条件は、これらのエクスポージャーと中央政府へのエクスポージャーとの間にリスクの差異がないことであり、これは前者の特別な歳入調達権限のためであり、債務不履行のリスクを低減する効果のある特定の制度的取り決めが存在することである。しかし、委任規則では、欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されている RGLA の保証は考慮されていないが、市場リスクモジュールでは加盟国の中央政府への保証を考慮に入れることができる。これは、ソルベンシー II において現在、欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されている RGLA によって提供される保証が有る社債も無い社債も、同じ資本要件を取得していることを意味しているが、銀行の枠組みの場合にはそうではない。

170. 上記の分析を考慮すると、EIOPA は、委任規則と銀行の枠組みの間のそのような違いは正当化されないと考えている。

171. EIOPA は、欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されている RGLA が発行した保証を、市場リスク委員会に加盟している加盟国の中央政府が発行した保証と同じ方法で取り扱うことを助言する。

172. 欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 における RGLA のリストと銀行枠組みからのリストは同じ基準に基づいているが、一部の加盟国では両方のリストに違いがある。EIOPA は、両方のリストの差異と差異の原因を評価した。EIOPA によって特定された違いは正当化されておらず、両方のリストを調和させるべきである。

173. 加盟国の RGLA のための中間取扱の導入は、欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されていない RGLA は、（今や委任規則に従えばそうであるように）もはや社債として扱われないであろうことを意味しているが、しかしこの中間取扱に対応するリスクウェイトを受けるであろう。多くの分野と同様に、規制裁定を回避するために保険と銀行規制が調整されているため、委任規則にも同様の中間取扱を導入することが望ましい。

174. RGLA の取扱及び第三者によって保証されたエクスポージャーの取扱における銀行業務の枠組みと委任規則との間の相違を評価した後、EIOPA は以下を助言する。

RGLA 発行の保証

175. 市場リスクモジュールでは、欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されている RGLA が発行した保証の取扱は、それらが設定された加盟国の管轄の中央政府が発行した保証の取扱と同じでなければならない。

欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 の RGLA リストを銀行枠組みのリストに合わせる

176. 欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 における RGLA のリストは、銀行の枠組みのリストと

整合しなければならない。両方のリストの調和には、欧州銀行監督局との緊密な協力が必要となる。RGLA リストを銀行規制に合わせることは、欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 の変更を意味するかもしれない。その行為は委任規則のレビューによってカバーされないので、リストへの具体的な変更はこのレビューの外で提案される。

RGLA の中間取扱

177. ソルベンシー II 指令（CP：指令 2009/138/EC）第 190a 条（2）（a）に従って採択された実施法に列挙されていない加盟国の RGLA への中間取扱が、新しい資産分類として、標準式に導入されるべきである。 欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されていない加盟国の RGLA に対するスプレッドリスクチャージは、その信用度ステップ 2 の中央政府と中央銀行の国内通貨建てでファンディングされた非 EEA 中央政府への債券及びローンに関連するものと同様である（委任規則第 180 条（3））。スプレッドリスクの資本要件は、債券の期間及び信用度の融資の期間に応じて選択されたリスクウェイトに基づいて計算される。市場集中リスクについては、同じものが適用される。欧州委員会実施規則 2015/2011 に列挙されていない RGLA は、委任規則第 187（4）条に従って 12% のリスク要因を受ける。

タイプ 2 のモーゲージローンに関する欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されている加盟国の中央政府と RGLA の保証

178. 欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されている RGLA からの加盟国の中央政府の保証と保証の認定は、委任規則第 191 条の要件を満たすモーゲージローンに拡大すべきである。

部分保証の認識

179. 部分保証のリスク軽減効果は、部分保証が完全にカバーする第 215（f）条を例外として委任規則第 215 条の要件を満たす（CP：加盟国の中央政府又は欧州委員会実施規制（EU）2015/2011 に列挙されている RGLA によって無条件かつ取消不能で保証されている）ことを条件として、カウンターパーティ・デフォルトリスク標準式モジュールにおけるタイプ 2 のモーゲージローンエクスポージャーで認識されるべきである。

4 | リスク軽減技術の評価とそれに対する考え方の明確化

EIOPA は、保険会社が新たなリスク軽減契約を締結し、その契約を（完全又は部分的に）解消するか又はヘッジポジションの変動を反映するために相殺契約を締結する「エクスポージャー調整」について、例えば、以下の考え方を明確化している。

- ・リスク軽減技術の週 1 回のエクスポージャー調整は、SCR 標準式におけるリスク軽減技術の認識を妨げてはならない。
- ・あらかじめ定義された例外的なエクスポージャー調整を補完する可能性があるべきである。
- ・SCR 標準式計算で認識される取引所で取引される先物及びその他の金融商品に対しては、少なくとも月次契約を使用しなければならない。
- ・取引所で取引されていない金融商品については、契約開始時の満期は少なくとも 1 ヶ月でなければ

ならない。

- ・再保険契約又は特別目的ビークルの開始時の満期は、少なくとも3ヶ月でなければならない。

さらには、SCRに違反している再保険会社との再保険の認識に関する取扱の考え方を示している。

ローリングヘッジ

(CPにおける以下の317項は削除)

317. 以下、「エクスポージャー調整」という用語は、保険会社が新たなリスク軽減契約を締結し、その契約を（完全又は部分的に）解消するか、又はヘッジポジションの変動を反映するために相殺契約を締結する状況を意味する（例えば、より多くの株式Xが購入されたため、株式Xに対する追加の短期の先物契約を結ぶこと）。

221. 委任規則第211条及び第212条に規定されているリスク軽減技術の週1回のエクスポージャー調整は、SCR標準式におけるリスク軽減技術の認識を妨げてはならない。新しい事実が現れない限り、EIOPAはより頻繁な調整が可能ではないと考えている。

222. また、あらかじめ定義された例外的なエクスポージャー調整を補完する可能性があるべきである（例えば、為替レートの5%を超える日々の変化の場合）。

223. EIOPAは、2018年2月の最終的な助言において、エクスポージャー調整を構成するものについてさらに明確にする。

224. SCR標準式計算で認識される取引所で取引される先物及びその他の金融商品に対しては、少なくとも月次契約を使用しなければならない。

225. 取引所で取引されていない金融商品については、契約開始時の満期は少なくとも1ヶ月でなければならない。

226. 再保険契約又は特別目的ビークルの開始時の満期は、少なくとも3ヶ月でなければならない。

227. 委任規則第211条及び第212条に含まれるリスク軽減手法については、異なる満期の契約に変更しても、第320項から第322項に記載されている満期に関する要件が満たされている限り、SCR標準式における認識を妨げてはならない。

委任規則第2条第2項(3)(現実的な再建計画)

228. 会社は、SCR標準式の計算において、以下に規定されている期間に対するさらなる条件なしに、委任規則第211条第3項に規定された減額要因を用いてSCRに違反している再保険会社との再保険を認識することが認められるべきである。MCRに違反した場合には、何らの認識も認められない。

229. 第326項及び第327項に規定されているさらなる制限に従うことを条件に、認識はSCR違反が開示されてから最長で6ヶ月間認められるべきである。

230. 再保険会社がSCRを再び遵守していることが第325項で述べられている期間の終了前に明らかでない場合、当該規定はもはや適用されず、再保険は完全に再認識される。

231. 第320項で言及された期間が終了する前に、再保険会社が現実的な再建計画を提出しなかったか、又はSCR違反発生後6ヶ月以内に遵守を回復できないことが明らかになった場合、再保険は

認識されるべきでない。

232. 遵守不履行の開示後の遅くとも6ヶ月で、SCR違反が発生した後6ヶ月以内に遵守が回復したのかどうかは明確になる。SCRへの遵守が回復した場合、特別な規則は必要ない。それ以外の場合は、再保険は認識されない。

(CPにおける以下の329項は削除)

329. 再保険会社がSCR違反の日付を開示し、この日付が開示日前にある場合には、第325項で定義されている部分認識の期間が短縮されるべきかどうかはさらに検討される。

不利な進展のカバー

233. EIOPAは、特定のタイプの非比例再保険である不利な進展のカバーについてのさらなる分析を実施する予定である。EIOPAは、2018年2月までに委員会への最終的な助言の中で、これらのカバーが標準式で認識されるべきかどうか、もしそうであれば、どのように、についてのスタンスを決める。

5 | ルックスルー・アプローチの適用拡大

「投資ビークル」への投資については、「形式よりも実質」の原則が適用されるべきとの考え方に基づき、ルックスルー・アプローチの適用は、一定の条件を満たす「投資関連会社」にまで拡大すべきであり、これは、より低いSCRを決定する可能性があるかどうかにかかわらず、必須であるべきである、としている。

なお、関連会社は、保有資産に対する投資ビークルを代表したり、親保険会社のための保有資産の支配目的のために設立されているケースがあるが、いくつかの国では、これらの投資ストラクチャーが一部の保険会社において総投資額の50%まで占めている。関連会社が上場されていない場合、49%の株式ショックとシンメトリック調整(+/-10%)が必要となる。関連会社が貸借対照表の重要な部分を占め、関連会社が未評価の場合、集中サブモジュールの下での資本チャージが不均衡に高くなり、通常は高度に分散化している関連会社の投資ポートフォリオを反映しなくなる。投資の実体を見渡し、それに基づく資本チャージとして、「リスクをより適切に把握する」必要がある、としている。

262. 実質的に「投資ファンド」である「関連会社」(すなわち「投資ビークル」)への投資については、「形式よりも実質」の原則が適用されるべきである。ルックスルー・アプローチはリスクをより適切に把握すべきである。

263. したがって、ルックスルー・アプローチの適用は、「投資関連会社」にまで拡大すべきである。

「投資関連会社」は、(ソルベンシーII指令第212条(1)(b)に定義されているように)以下の条件を満たす関連会社として定義されるべきである。

- ・その目的は、(親)保険会社に代わって資産を保有していること。
- ・定義された(正確な)投資命令に従い、投資活動に関連する保険会社の運営を支援する。
- ・親会社のために投資する以外の事業を営むことはない(純粋な投資事業体)。

264. 「投資関連会社」へのルックスルー・アプローチの適用は、より低いSCRを決定する可能性があるかどうかにかかわらず、必須であるべきである。これは、原資産に起因するSCRが株式リス

クチャージを適用して得られる SCR よりも低い場合に発生する可能性がある。そのような場合、企業はよりリスクに敏感なルックスルー・アプローチを適用すべきである。

265. 上記のパラグラフの条件を満たさないために投資目的として設立されていない「関連会社」は、依然として委任規則第 84 条第 4 項の対象となる。

266. 委任規則第 84 条第 3 項によれば、第 84 条 (1) のルックス・スルー・アプローチの適用が不可能な場合、会社は、結果的に生じる SCR がリスクの慎重な評価となることを条件に、第 84 条 (3) に含まれる簡素化されたアプローチか、代わりに委任規則第 168 条の第 2 タイプのリスクを適用する。委任規則のいくつかの項目のレビューの助言の第 2 セットでは、EIOPA は、委任規則第 84 条 (3) の簡素化されたアプローチにいくつかの細分化を提案する。その点で、EIOPA は、簡素化されたアプローチの適用が SCR の保守的な計算を決定することを確実にするためのいくつかの追加規定を提案する。

例：ルックスルー・アプローチは、契約上のファンド又は変動資本を有する投資会社 (SICAV) ¹¹ の形で、オープンエンドな集団投資スキームに適用されるべきである。

6 | 会社及びグループ固有のパラメータ (Undertaking Specific Parameter : USP & Group Specific Parameter : GSP) の適用状況の評価等

監督上の承認が与えられる前に満たされなければならない、使用されるデータの完全性、正確性及び妥当性に関する基準、さらには、引受リスクモジュールの追加パラメータを置き換えるための標準化された方法については、現在の基準や方法が適切であり、修正する必要はない、としている。

一方で、EIOPA は、ストップ・ロス条約の場合に適用される非比例再保険のための調整係数の計算のための新しい標準化された方法を助言している。

また、EIOPA は、解約リスクに関する USP に対して利害関係者が提案した方法論をさらに検討し、2018 年 2 月までに最終的な助言を提供する予定である、としている。

さらに、特定のパラメータに基づいて構築された GSP を計算する追加的方法の評価については、USP の標準化された方法はリスクの標準偏差を提供するので、グループレベルのリスクプロファイルを反映しないため、USP を用いて GSP を構築することは適切ではない、としている。

なお、NSAs (国家監督当局) によって承認された USP の数は、以下の通りとなっている。

- | | |
|---------------------|----|
| ① 損害保険保険料リスクの標準偏差 | 47 |
| ② 損害保険責任準備金リスクの標準偏差 | 34 |
| ③ 非比例再保険の調査ファクター | 2 |

また、GSP に関しては、6 つのグループが承認を受けている。

保険会社及び (再) 保険会社による USP の使用に関する情報

299. 以下の表は、NSAs によって承認された USP の概要を提供している。

(表は省略)

¹¹ SICAV は société d'investissement à capital variable の略称で、ルクセンブルグ、イタリア、スイス、フランスなど欧州で一般的なオープン・エンド型の投資信託のこと

300. GSP に関しては、GSP が承認された 6 つのグループがある。そのうちの 2 つについては、医療費、自動車責任及びその他の自動車保険の保険料リスクと責任準備金リスクの標準的なパラメータの両方が、グループ固有のパラメータに置き換えられた。残りのグループについては、保険料リスクと医療費に対する GSP が承認された。もう 1 つは援助事業のための保険料リスクの GSP が承認された。他の 2 つは、異なるビジネスラインで保険料リスクと責任準備金リスクに対して 9 つの GSP が承認された。

監督上の承認が与えられる前に満たされなければならない、使用されるデータの完全性、正確性及び妥当性に関する基準の評価

301. EIOPA はデータ基準を適切と見なし、欧州委員会にそれらの修正を助言するものではない。

引受リスクモジュールの追加パラメータを置き換えるための標準化された方法の評価

302. EIOPA は現在の標準化された方法を適切と見なし、欧州委員会に修正するよう助言するものではない。

303. 新しいリスクのための標準化された方法を開発する可能性に関して、一部のステークホルダーは、死亡率、長寿及び解約リスクのためのそのような方法の開発を提案している。EIOPA は、解約リスクに関する USP に対して利害関係者が提案した方法論をさらに検討し、2018 年 2 月までに最終的な助言を提供する予定である(CP: ステークホルダーから提案された方法は、EIOPA によって適切でないと評価されているため、この段階では、欧州委員会に助言される新しい標準化された方法は提案されていない)。

非比例再保険のための具体的なパラメータの計算のための代替方法

304. EIOPA は、非比例再保険のための調整係数の計算のための新しい標準化された方法を助言する。

305. この新しい標準化された方法は、ストップ・ロス条約の場合に適用される。方法の詳細については第 307 項を参照のこと。

特定のパラメータに基づいて構築されたグループ固有のパラメータを計算する追加的方法の評価

306. USP の標準化された方法はリスクの標準偏差を提供するので、グループレベルのリスクプロファイルを反映しないため、USP を用いて GSP を構築することは適切ではない。

7 | 繰延税金の損失吸収能力 (LAC DT) の現状分析

この項目への助言要求に対する第 1 の助言セットにおける回答では、EIOPA は欧州委員会からの情報要求に対応しているだけである。

EIOPA は、監督当局のコンバージェンスに取り組み続け、必要があると認められる場合には、助言要求に対する第 2 の助言セットの回答において、委任規則の変更等について助言するとしている。

なお、以前のレポートでも述べたが、LAC DT に関しては、報告書の中で、その実態等に関する詳細な現状分析が行われている。

4—まとめ

以上、EIOPA が欧州委員会に提出した「ソルベンシー II 委任規則の特定項目のレビューに関する第 1 の助言セット」について、その概要を報告してきた。

保険年金フォーカス「[EIOPA のソルベンシー II レビューに関する CP に対する反応—欧州保険業界団体からの意見—](#)」（2017.9.11）で報告したとおり、CP に対しては保険業界団体 Insurance Europe から、かなり批判的な意見も提出されていたが、今回の報告書では、これらの意見を踏まえて、一部修正が行われている。ただし、それでも保険業界団体からの基本的なニーズには十分には応えきれていないものとなっている。今回の報告書の公表を受けて、このレポートの作成時点(2017.11.7)において、Insurance Europe からの声明は出されていない。

今後、欧州委員会等での議論が行われ、最終的には 2018 年 2 月末までに助言内容が確定していくことが予定されている。さらに、EIOPA の第 2 の助言セットは、2018 年 2 月までに欧州委員会に提出される予定である。

以前のレポート「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 1 の助言セットについての CP を公表（2）—政策オプションの影響評価—](#)」（2017.8.22）で述べたように、保険会社の観点からは、これらの第 2 の助言セットで取り扱われる項目に関する助言内容に、より関心が高いように想定される。

ソルベンシー II のレビューを巡る動向については、今後の国際的な保険資本規制の検討等にも影響を与えていくことも想定されることから、引き続き注視していくこととしたい。

以 上